

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成27年12月3日(2015.12.3)

【公表番号】特表2013-539821(P2013-539821A)

【公表日】平成25年10月28日(2013.10.28)

【年通号数】公開・登録公報2013-059

【出願番号】特願2013-530168(P2013-530168)

【国際特許分類】

C 22 C 14/00 (2006.01)

C 22 F 1/18 (2006.01)

C 22 F 1/00 (2006.01)

【F I】

C 22 C 14/00 Z

C 22 F 1/18 H

C 22 F 1/00 6 3 0 A

C 22 F 1/00 6 3 0 K

C 22 F 1/00 6 3 1 A

C 22 F 1/00 6 8 3

C 22 F 1/00 6 9 4 B

C 22 F 1/00 6 8 5 Z

C 22 F 1/00 6 9 4 A

C 22 F 1/00 6 1 3

C 22 F 1/00 6 9 1 B

C 22 F 1/00 6 9 1 C

C 22 F 1/00 6 9 2 A

C 22 F 1/00 6 0 2

C 22 F 1/00 6 2 4

C 22 F 1/00 6 2 5

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年10月9日(2015.10.9)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0027

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0027】

図2を参照すると、本開示に係る限定しない態様は、チタン合金ファスナ又はファスナ・ストックを生産するための方法20である。方法は、重量パーセントで、3.9~4.5のアルミニウムと、2.2~3.0のバナジウムと、1.2~1.8の鉄と、0.24~0.3の酸素と、0.08までの炭素と、0.05までの窒素と、チタンと、合計0.3までの他の元素とを含むアルファ/ベータチタン合金を提供すること21を含む。この開示の限定しない実施形態では、合金組成物中にあると言及される他の元素は、他の元素のすべての合計が0.3重量パーセントを超えない状態で、本質的に、それぞれの元素の重量パーセントが0.1以下であるスズ、ジルコニウム、モリブデン、クロム、ニッケル、ケイ素、銅、ニオブ、タンタル、マンガン、及びコバルトと、それぞれの元素の重量パーセントが0.005未満であるホウ素及びイットリウムとのうちの1つ又は複数を含む又はからなる。アルファ/ベータチタン合金は、アルファ/ベータチタン合金のアルファ/ベータ相域における温度で熱間圧延22される。限定しない実施形態では、熱間圧延温

度は、アルファ／ベータチタン合金のベータ変態温度よりも少なくとも華氏 50 度 ( 27 . 8 ) 低いが、アルファ／ベータチタン合金のベータ変態温度よりも華氏 600 度 ( 33 . 3 ) 低い温度までである。